

木造住宅の 解体工事補助金

工事費の1/2 最大50万円

補助上限額：基本額30万円 + 加算額各10万円
(加算条件 ①非課税世帯の場合 ②空き家の場合)

倒壊の可能性がある木造住宅の解体工事費用の一部を補助しています。

対象住宅の 主な条件

- 昭和56年5月31日以前の建築基準のもの
 - 市内にある在来工法・2階建て以下の木造住宅
 - 簡易耐震診断又は耐震診断で「倒壊の可能性がある」と判定された住宅
- ※ 居住者のいない**空き家も申請可能**です！ (S56：1981年)

補助制度等
案内ページ



申請者の 主な条件

- 当該住宅を「所有している個人」又は「その親族」の方
 - 市税等を滞納していない方
- ※解体工事着手前に申請する必要があります。

申込期間

4月15日(水)～12月28日(月) (土・日・祝除く)

木造住宅の解体に関する補助制度

いずれも事前の申請が必要

簡易耐震診断※
(簡易的に倒壊の危険性を判定)

又は

耐震診断
(現地調査による耐震性の判定)

※自ら診断することも可能

解体工事の補助を受けるには、いずれかの診断の結果「倒壊の可能性あり」と判定される必要があります。

ご覧のチラシは「解体工事」の案内です！

解体工事 ⇒ 工事費の1/2 **最大50万円**を補助

基本額30万円 + 加算額各10万円

<加算条件> (1) 非課税世帯の場合 (2) 空き家の場合



注意

解体工事以外の工事等は補助の対象外です。
(例：家具の撤去、樹木の伐採伐根、庭石の撤去、物置の撤去 等)

問い合わせ

海老名市 住宅まちづくり課 ☎046-235-9392
〒243-0492 海老名市勝瀬175-1

R8.4作成

